

【ひとり親家庭等医療費助成制度 所得制限限度額表】

扶養親族等の数	ひとり親家庭の母又は父 及び養育者（孤児以外を養育）	配偶者・扶養義務者 及び養育者（孤児等を養育）
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円
6人以上は、 1人増えるごとに	38万円加算	38万円加算

※この表により比較する所得額は、対象者の収入から給与所得控除額等を控除し、養育費の8割相当額を加算した額から、8万円を控除した額です。

※所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）、老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）がある場合には、上記の額に次の額を加算した額

(1) 本人の場合

ア 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族1人につき10万円

イ 特定扶養親族等1人につき15万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

【所得控除額一覧】

種類	控除額
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・ 配偶者特別控除	控除相当額
障害者・寡婦（夫）・勤労学生	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦の特例該当者控除	35万円

※寡婦（夫）控除は、母又は父の所得額から控除しません。（配偶者、扶養義務者及び養育者が対象となります。）